

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

(H28.3月末現在)

供用開始年月日	平成2年4月1日	計画給水人口	6,030人
法適・非適の区分	法適	現在給水人口	5,760人
		有収水量密度	0.0440 千m ³ /ha

② 施設

(H28.3月末現在)

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> ダム <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 受水 <input type="checkbox"/> その他		
施設数	浄水場設置数	2	管路延長 320.87 km
	配水池設置数	8	
取水能力	6,764 m ³ /日		施設利用率 53.63%

③ 料金

・料金体系の概要・考え方

料金体系は、基本使用水量を設定した基本料金と、基本使用水量を超えて使用した水量に応じた超過料金を設定しています。

健全な事業経営の継続を前提として、水道施設の維持管理費や資本費などの対象経費から料金算定を行い、必要に応じて見直しを行うこととしています。

・料金改定年月日 平成26年8月26日（消費税、外税対応）

○料金表

種別	区分	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	超過料金 (1 m ³ につき)
計量栓	家事用（小口）（一般家庭において生活用、園芸用等に使用するもので、1箇月の使用水量が、4 m ³ 以下の場合）	4	1,334	—
	家事用（一般家庭において生活用、園芸用等に使用するもので、1箇月の使用水量が、4 m ³ を超える場合）	8	1,905	248
	業務用（官公署、学校、病院、医院、診療所、会社事業所、福祉施設、社寺、教会、集会所、料理飲食店、旅館、ホテル、下宿業、貸間業、貸倉庫業、浴場、理容業、美容業、劇場、娯楽場、興行業、整備工場、食品加工業、卸売市場、式場、園芸業、写真現像業、クリーニング店、ガソリンスタンド、洗車場、スーパーマーケット等に使用するもの）	20	4,953	248
	営農用（農家において生活用及び営農用に使用するもの）	20	3,524	153
	工業用（工場において製造に使用するもの）	100	24,762	267
	その他（建設工事用、路面散水用、船舶用、公園、公衆便所、グラウンド、その他臨時に使用するもの）	1	—	477

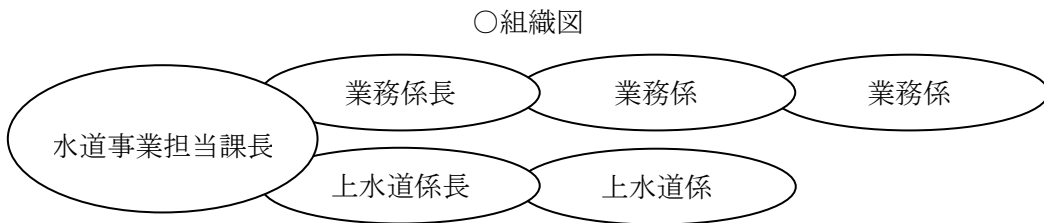
④ 組織

水道事業担当課長の下、業務係及び上水道係の2係を配置しています。

業務係では主に、財政計画や資金計画の策定、予算編成とその執行及び決算等の業務のほか、水道メーター検針業務、料金徴収業務を行っています。

上水道係では主に、事業計画の策定や認可、水道施設に係る建設工事のほか維持管理や水質管理等の業務を行っています。

水道事業を担当する職員数は現在6名ですが、他業務との兼務発令により、課長職0.3、係長職1.3、係員0.9人であり、業務の遂行に苦慮している状態です。



(H29. 4. 1 現在)

(2) これまでの主な経営健全化の取組

① 事業の概要

大樹町は、北海道東部に位置し、東側に太平洋、西側は日高山脈に接し、中央部には広大な十勝平野が広がる総面積815.68km²の町です。

本町は、昭和3年に広尾村（現広尾町）より分村独立し、大樹村となり、昭和24年8月に忠類村を分離したのち、昭和26年4月に町制を施行、昭和30年4月には旧大樹村西部地区（生花、晩成）を編入し現在に至ります。

大樹町の水道は、過去において4簡易水道事業、1飲料水供給施設を有し、このほか大樹地区・尾田北部地区営農用水道、アイボシマ地区・晩成地区雑用水道により構成されてきました。

このうち簡易水道は、昭和41年4月に大樹町簡易水道が認可を受け、供用を開始した事に始まり、昭和45年旭浜地区飲料水供給施設・昭和48年尾田地区簡易水道・昭和51年浜大樹地区簡易水道・昭和56年生花地区簡易水道事業が各々認可を受け、その後拡張事業を経たうえで経営していましたが、平成2年4月にこれらの簡易水道、飲料供給施設、営農用水道、雑用水道を統合し、給水区域を拡張して未給水区域へも給水を行うために大樹町水道事業の変更認可を受け、さらに、平成8年には平成2年認可に対する変更認可（浅井戸水源から表流水水源への移行及び、計画給水量の増量、5,900m³/日から6,150m³/日へ）を受けました。

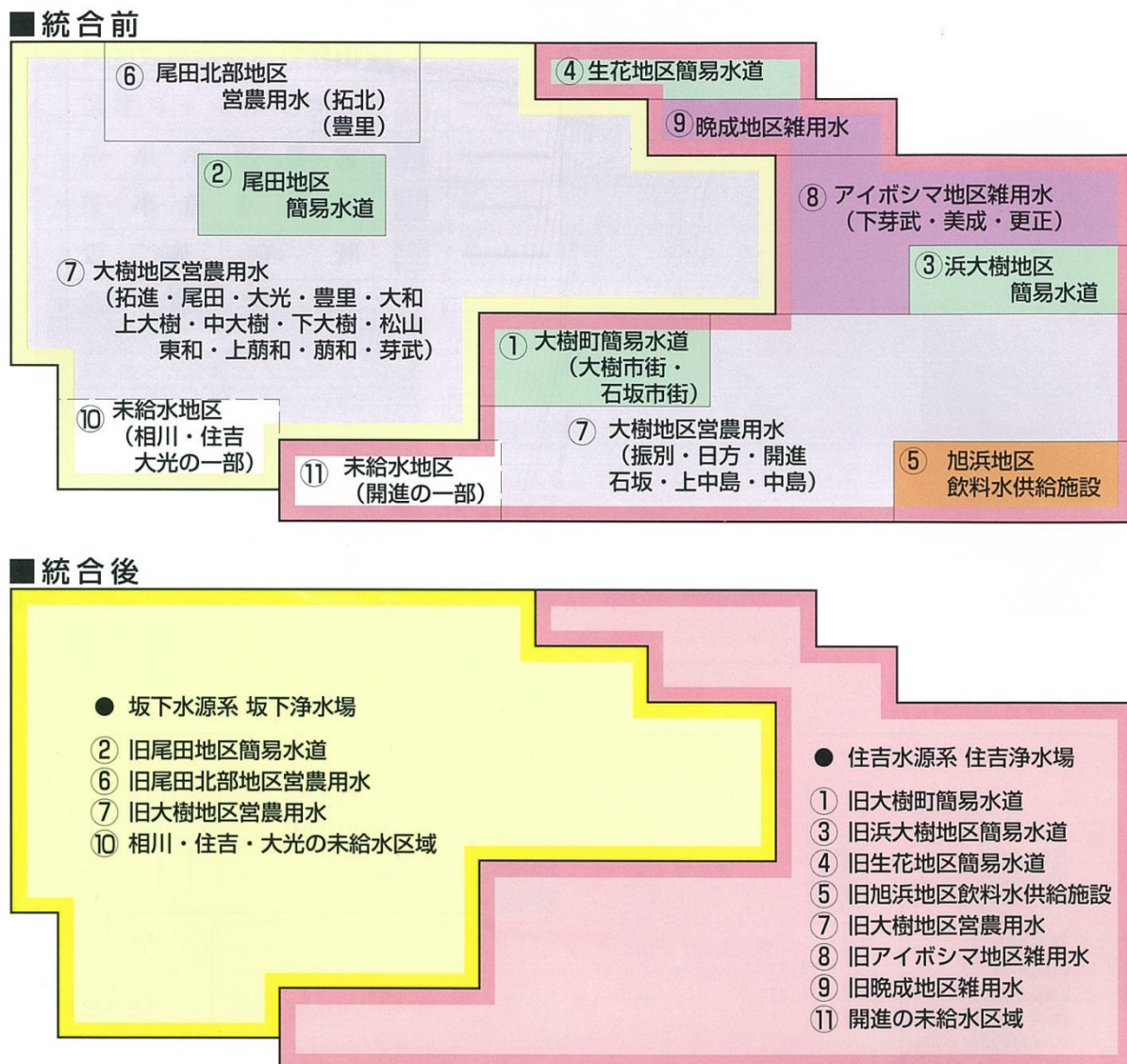
現在の水運用は、坂下水源系（普通沈殿池→緩速ろ過方式＝平成18年まで）と住吉水源系（薬品沈殿池→急速ろ過方式）の2系統で各配水区域へ送水していますが、特に坂下浄水場は、昭和49年に竣工以来30年が経過し、機器の老朽化が顕著に現れているほか、近年は原水水質の悪化が進行し、大雨時には濁度とフミン質*由来による色度が上昇する状況

のため、取水停止を行いながら運用していました。

そのことにより、常時安定した浄水の供給を行うことを目的として、平成 17 年に大樹町水道事業認可変更の認可を受け、坂下浄水場に平成 18 年度、高度浄水前処理施設を建設し（高度浄水前処理施設→普通沈殿池→緩速ろ過方式）、平成 19 年度より使用を開始したうえで、安定した水運用をしています

※フミン質：植物などが微生物によって分解されるとき最終分解生成物で、直鎖炭化水素と多環芳香族化合物（分子量、数千から 1 万程度）の難分解性高分子化合物である。土壌と同じ褐色のフミン酸や、フルボ酸等があり腐植質ともいう。

○水道事業の変遷



② 経営健全化への取組

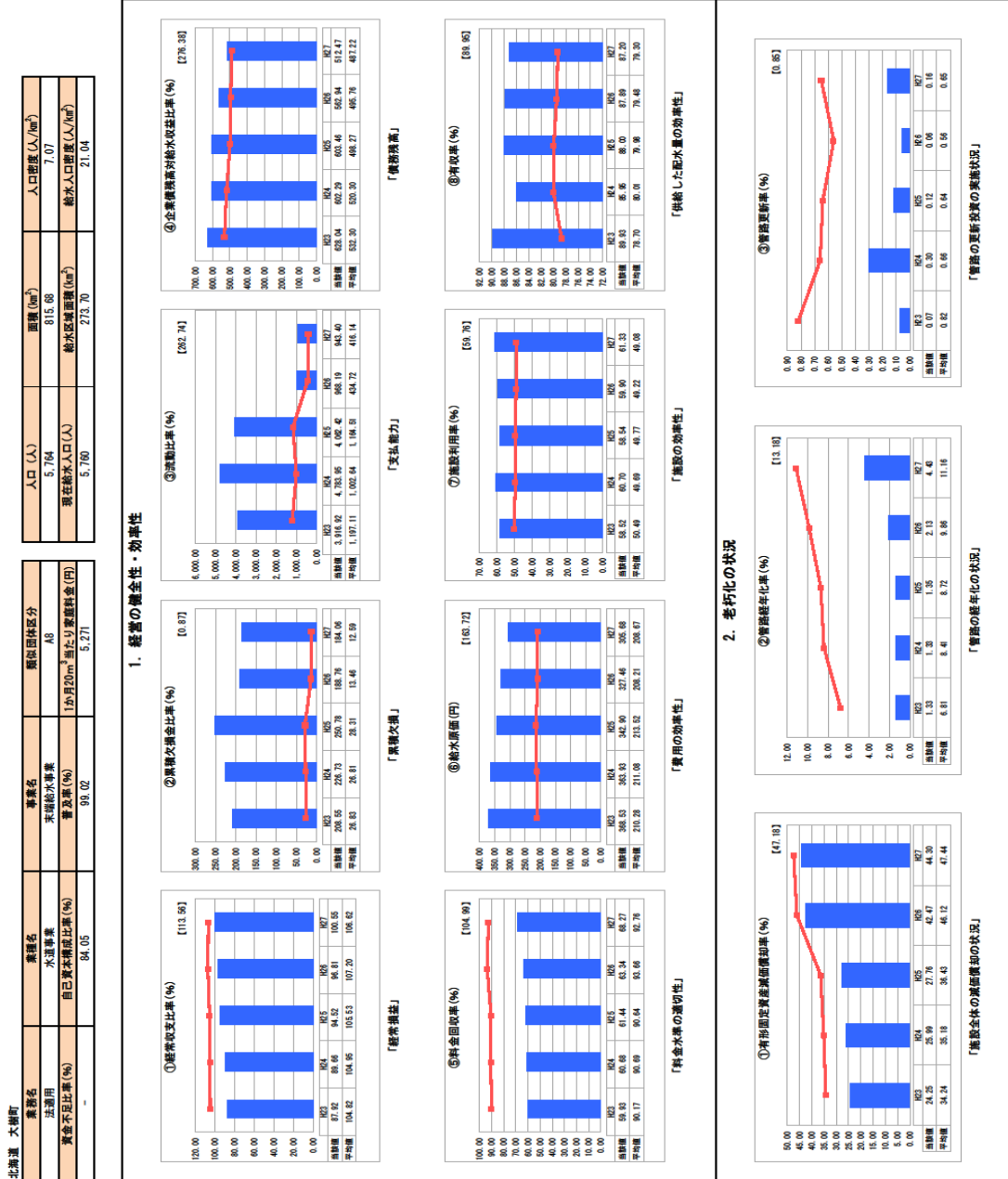
これまで、本町水道事業の経営健全化を図るため、管路更新の実施を道路工事と同時に進行などといった工事手法の工夫による工事費の節減、低利な借入金への借り換えや施設更新に係る企業債借入額の抑制による公債費の縮減、さらには、水道施設の運転管理については業務委託の導入や、職員数の削減など、様々な方策によ

り経費節減を図りながら、安定した事業運営とともに経営健全化に取り組んできたところとす。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析（参考）

地方公営企業決算状況調査（決算統計）における本町水道事業の平成27年度末決算状況に基づいて、総務省が作成した経営比較分析表は以下のとおりとなっています。

経営比較分析表



※ 平成25年度から平成26年度における各指標の額団体平均値は、当時の事業数に基づいて算出していますが、管網経年比率及び管網更新率については、平成26年度末の事業数に基づいて算出しています。